

重点課題6

政策・方針決定過程への女性の参画の促進

【現状と課題】

これまで主に男性が担っていた政策・方針決定過程に女性の参画を促進することは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の基盤をなすものです。また、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するためにも、あらゆる分野における女性の参画を進めるとともに、女性のエンパワメント*を支援することが重要です。

平成20年3月に策定した霧島市男女共同参画計画においては、本市の附属機関等の女性委員の割合を平成29年度までに40%とする目標を掲げていますが、平成23年度末において24.9%に留まっています。また、自治会長に占める女性の割合もまだまだ低い状況です。

このような状況を改善するために、市が率先して女性の参画拡大に向けた取組を進めるとともに、事業者・民間団体に対しても、広く女性の参画促進を働きかけるなど、「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」*の推進を図っていく必要があります。

また、女性自身が社会で活躍する意欲と能力を高めるため、関係機関や団体等と連携しながら、女性の人材育成に関する情報提供や学習機会の提供を行うとともに、女性の参画の必要性について社会全体が理解を深めていけるよう取り組んでいく必要があります。

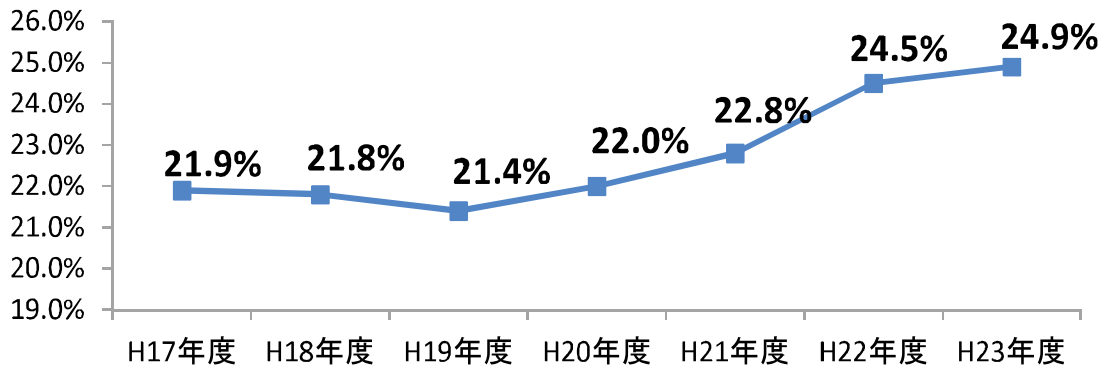
*エンパワメント

誰もが生まれながらに持っている本来の個性や力を十分発揮できるよう社会の在り方を変えることを前提として、社会的制約や様々な抑圧によって発揮されていなかった自分の力への信頼と尊厳を回復すること。「女性のエンパワメント」は、女性が意思決定過程に参画し、自立的な力をつけるという意味で使われることが多い。

*積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

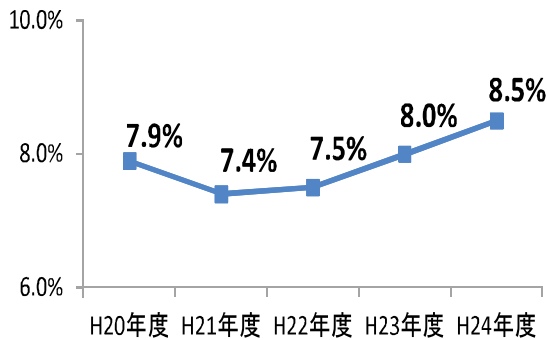
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。（霧島市男女共同参画推進条例第2条第2号）

◆附属機関等における女性委員の登用状況

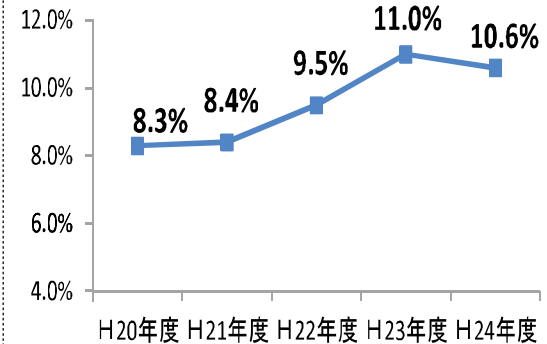


各年度3月31日現在。霧島市企画政策課調べ

◆係長級以上の職員に占める女性の割合



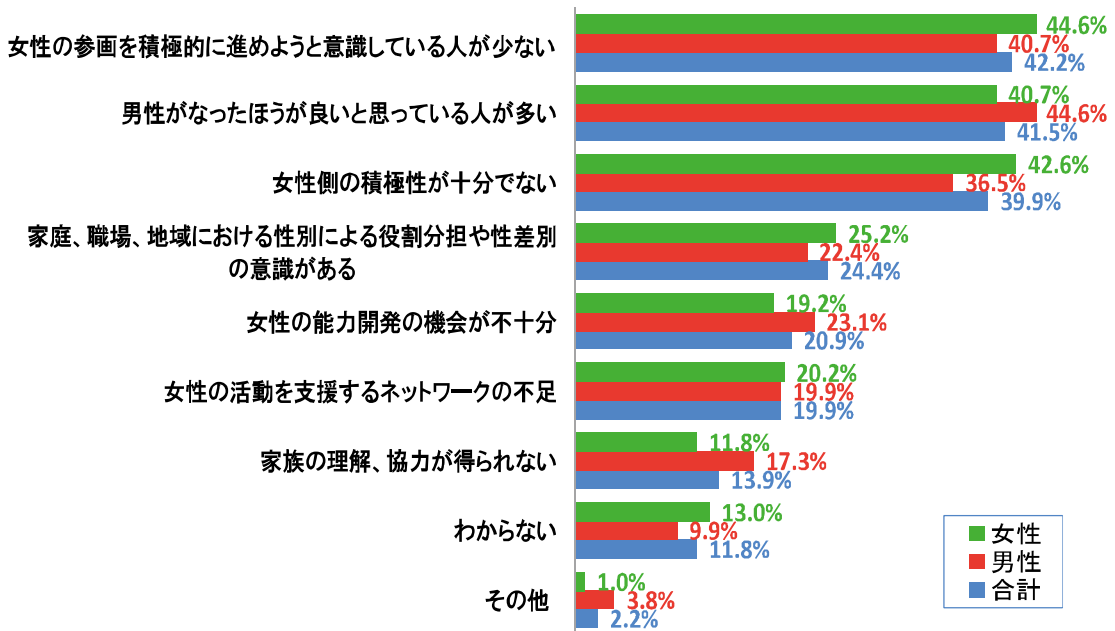
◆自治会長に占める女性の割合



各年度3月31日現在。霧島市企画政策課調べ

◆政策決定の場や自治組織等の方針決定の場への女性の参画が少ない理由(複数選択可)

N=829 (男性=312 女性=484 性別未記入=33)



資料：平成23年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向（１）行政分野における女性の参画の促進

性別によって行政サービスの受益や負担に不均衡や不公平が生じることなく、男女双方の行政ニーズを施策に適切に反映させるために、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

具体的施策

① 附属機関等委員への女性の登用の促進

霧島市女性委員登用推進要綱に基づき附属機関等*の委員に積極的に女性を登用します。

No	主な取組	所管課	備考
140	積極的な女性委員の登用促進	企画政策課 関係各課	

② 女性職員の登用等の促進

女性職員の職域拡大を図り登用の促進に努めます。

また、女性職員の就労継続を支援するため、仕事と育児・介護の両立支援制度の利用促進を図るなど、仕事と生活の調和を実現しやすい職場環境の整備に努めます。

No	主な取組	所管課	備考
141	女性職員に対する能力開発を図るための各種研修の実施	総務課	
142	女性職員の登用の促進	総務課	
143	女性職員の職域の拡大	総務課	
144	仕事と育児・介護の両立支援制度の活用促進	総務課	新規掲載

目標値

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
附属機関等の委員に占める女性の割合	24.9%	23	40.0%	29
女性委員がない附属機関等の数	6 機関	23	0 機関	29

*附属機関等

法律や条例により設置されている附属機関や要綱等により設置されている審議会等のことをいい、市政の重要事項について審議等を行う機関。

施策の方向（２）地域及び教育分野における女性の参画の促進

活力ある地域社会を築くために、地域及び教育の分野において男女共同参画の視点を十分に反映することができるよう女性の参画を促進します。

具体的施策

① 地域における女性の参画の促進

啓発活動等を通じて、地域における男女共同参画の重要性の認識を深めることにより、自治会の役員等への女性の登用を促進します。

No	主な取組	所管課	備考
145	男女共同参画に関する地区セミナー等の開催	企画政策課	再掲 No110

② 教育分野における女性の参画の促進

啓発活動等を通じて、教育分野における男女共同参画の重要性の認識を深めることにより、教育分野における女性の登用を促進します。

No	主な取組	所管課	備考
146	教育関係者に対する男女共同参画に関する研修等の実施	企画政策課 学校教育課	再掲 No121



男女共同参画地区別セミナーの様子

施策の方向（３）雇用分野における女性の参画の促進

雇用の分野における実質的な男女の均等な機会と待遇を確保するため、「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」の情報提供や普及に努め、女性の参画拡大に関し事業者の主体的取組を促進します。

具体的施策

① 事業者における女性の参画の促進

「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」の情報提供や普及に努め、事業者の先進的取組やロールモデルについて情報収集・提供を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
147	管理職等への女性の登用状況の調査の実施と結果の周知	企画政策課	新規掲載
148	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促進するためのセミナーの開催等による普及啓発・情報提供	企画政策課 商工振興課	
149	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する企業の取組の調査の実施と結果の周知	企画政策課	新規掲載

施策の方向（４）女性の能力開発と人材育成

女性の能力開発や人材育成を図る各種研修や講座等を実施するとともに、情報提供を行います。

具体的施策

① 地域社会における女性の人材の育成

各種研修や講座等を通じて、生涯学習リーダーや社会教育団体のリーダーとなる女性の人材を養成します。

No	主な取組	所管課	備考
150	女性のエンパワメントのためのセミナーの開催	企画政策課	
151	女性の能力開発に関する各種学習情報の提供	企画政策課	